

平成27年2月 守口市教育委員会定例会の概要

○ 日 時 平成27年2月24日(火) 午前10時00分～午前11時40分

○ 場 所 教育センター 4階 会議室1

○ 出席者

教育委員

委員長 渡 邊 一 郎

委員長職務代理者 榎 原 恵 理 子

委 員 江 端 源 治

委 員 橋 爪 利 明

教育長 首 藤 修 一

事務局

教育次長兼管理部長 小浜 利彦 学校施設整備監 西 哲郎

生涯学習部長 松 良之 総務課長 藤本 淳司

学校管理課長 瀬尾 邦雄 学校教育課長 大野 友己

保健給食課長 西尾 浩樹 生涯学習課長 松原 俊三

スポーツ・青少年課長 宇野田 信幸 放課後こども課長 西本 岳史

ほか担当職員

○ 審議内容

議案第11号 守口市立東小学校・大久保小学校の統合実施計画(案)について

【説明要旨】

○事務局 「守口市立東小学校・大久保小学校の統合実施計画(案)について」につきまして、御説明申し上げます。

まず初めに実施計画案の作成までの経緯について簡単に御説明いたします。守口市学校規模等適正化基本方針に基づき、学校を統合する方針を地域、保護者の方々にも説明し、東小学校と大久保小学校の統合においては平成27年1月の教育委員会定例会で御報告させていただきましたとおり、平成26年12月25日に学校、保護者、地域の代表で組織される東小学校・大久保小学校統合校連絡会が発足し、統合新設校の設置場所を大久保小学校用地とし、平成28年4月に東小学校で統合、平成30年4月に新校舎供用開始とす

ること等を意見集約されました。

東小学校・大久保小学校の統合に関する第1次提言書を平成27年1月16日に教育委員会に御提言いただいております。提言書を収受し、その内容を踏まえ、平成27年2月18日に部課長で構成される新しい学校づくり検討委員会を開催し、両校の統合にかかる実施計画案と統合建設にかかる設計の発注方法についても検討を行っております。

検討委員会の中において、設計の発注方法については、これまでの統合校と同様、プロポーザル方式による設計者選定が好ましいという意見集約になっております。

以上がこれまでの経緯でございます。

それでは、実施計画案について説明させていただきます。

第1、「守口市における学校統合の背景」では、守口市の少子化の状況と、それに伴いまして平成13年6月の守口市新しい学校園づくり審議会から平成24年3月の守口市学校規模等適正化基本方針の策定にかかる経緯と、基本方針に基づく学校統合の実例について記載しております。

第2、「東小学校と大久保小学校の統合について」では、平成24年の保護者地域説明会の実施から提言書収受についての経緯について記載しております。

第3、「統合校の学校づくりについて」では、学校づくりの基本的な考え方と守口市で新設される学校全体の基本コンセプトについて記載しております。この基本コンセプトにつきましては、第二中学校と第四中学校の統合、小中一貫校、寺方小学校と南小学校の統合実施計画に記載している内容と同じものでございます。

第4、「東小学校と大久保小学校の沿革」では、主に両校の施設整備についての沿革を記載しております。

第5、「小学校の現状と統合の目的」、1、小学校の現状（1）児童数と学級数については、両校の現在の児童数、学級数を記載するとともに、今後の児童数、学級数の推移を記載しております。両校とも平成32年度の学級数は平成26年度と変わらないものの、東小学校の児童数は40人、大久保小学校は96人の減少とされております。（2）小学校の施設については、両校とも建物面積の90%以上が建築後40年以上経過しており、校舎の老朽化が進んでいる状況を記載しております。次に2、小学校の統合の目的では、守口市学校規模等適正化基本方針でもお示ししておりますとおり、東小学校・大久保小学校の統合についての考え方と、適正規模の基準、小学校統合の方法について記載しており

ます。

次に第6、「小学校統合の具体的内容」では、1、「学校の設置場所」、(1)検討についてで、通学距離、学校配置及び用地面積の3項目について検討を行い、(2)検討結果として設置場所については通学距離の偏りが少ないなど、総合的な観点から大久保小学校用地とする旨を記載しております。2、「学校の統合と供用開始時期」では、平成28年4月に現在の東小学校を仮校舎として統合し、大久保小学校用地に新校舎を建設し、平成30年4月に供用開始する旨を記載しております。3、「学校の通学区域」では、校区を区分せず校区全体を統合することとし、4、「東小学校・大久保小学校統合新設校の特色ある学校づくり」については、守口市の新しい学校づくりの基本コンセプトと現在、統合校連絡会でも御検討をいただいております新設校の学校コンセプトに関する意見を踏まえ、今後の学校づくりを進めていく旨を記載しております。5、「施設整備スケジュール」では、平成30年4月までの新校舎供用開始に向けたスケジュール予定を記載しております。

次に第7、「計画実施にあたり」では、よりよい学習環境の整備を早期に実現することを目指し、円滑に統合する旨を、また学校保護者及び地域の方々の意見を踏まえながら、魅力的な学校づくりを進めることなどを記載しております。

最後に参考資料といたしまして、東小学校と大久保小学校の配置図を添付しております。以上が守口市立東小学校・大久保小学校の統合実施計画(案)でございます。まことに簡単な説明ではございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願い申し上げます。

【審議状況】

○委員 平成28年4月に東小学校の校舎を使って統合校が出発をすると。新しい校舎をその間に建てて、大久保小学校のほうの校地で新校舎を建てて平成30年から大久保小学校の校地のほうで出発をすると、供用が始まると、こういうことですね、平成28年度と平成29年度の2年間は東小学校のほうで仮の形で統合校が出発をするということですが、東小学校の校舎で統合校が出発するに当たって、問題点等はないのでしょうか。部屋の数であるとか、いろいろな点で問題がないのかどうかということの確認をしたいと思いますが、いかがですか。

○事務局 東小学校におきましては、平成26年度に耐震工事を執り行いました。東小

学校の教室数ですが、38教室ありまして両校とも2クラスとカウントしましても24クラス及び支援学級に必要なクラスが6教室、留守家庭児童会等々入る教室が7教室、合計しますと37教室ということで、平成28年度を迎えられるという計画になっております。

○委員　その他も含めて学校がきちんと動いていくために児童の安全等も含めて問題がないという理解でよろしゅうございますか。

○事務局　教育委員会も全面的に応援しながら安全確保に努めてまいりたいと思っております。

○委員　保護者の方々、あるいは地域の方々がいろいろ懸念される部分もあるかもしれないというふうに思うのですが、その点に関してこの話の進み具合としては、ほぼ順調に対応してきていただいたかと思いますが、その点についてはいかがですか。

○事務局　ただいま、統合校連絡会が本日もありまして、第5回を迎えます。今の段階は学校のコンセプトの集約ということで、各グループに分かれていただきまして、そのコンセプトの検討、集約という形で本日それをもって大久保小学校・東小学校の統合校のコンセプトが完成するのではなかろうかという状況であり、統合に向かって順調に進めていただいているところでございます。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第12号 平成27年度「めざす守口の教育」(案)について

【説明要旨】

○事務局　議案第12号「平成27年度「めざす守口の教育」(案)につきまして」につきまして、校教育に係る変更及び新規挿入の部分を中心に御説明申し上げます。

目次としまして全体の項目をお示ししております。始めに、めざす守口の教育の概要として教育理念、基本方針、重点項目を示し、次に、その基本的な考え方を示しております。本年度、平成26年度の小中一貫教育の導入に伴いまして、今年からこういうグランドデザインということにさせていただいております。

教育理念にあります「郷土を誇りに思い、夢と志をもって国際化社会で主体的に行動する人の育成」を図るため、学校、家庭、地域がつながる小中一貫教育として学校教育、社会教育が一体となって推進していくことを示しております。学校園においては、学校間連携を軸とする中学校区教育、家庭、地域においては健やかな学びと育ちを支える教育コミ

コミュニティづくりに係る取り組みを進めるため、六つの基本方針と19の重点項目を掲げております。

次に、平成27年度教育委員会の主要施策について連携・協働・信頼の三つの視点と主要施策に分けて、記載をしております。連携・協働・信頼については、これまでと同様の視点を継承し、主要施策については小中一貫教育の導入から推進への変更等、「市いじめ防止基本方針」の策定に伴い、新たにいじめ防止等の取り組みの推進を追加しております。

続きまして、ここからは学校教育に係る基本方針に沿い、重点項目とその具現化のための具体的な取り組みをお示ししております。学校園が取り組むべき具体的な内容を明確に把握し、確認をしながら取り組みを進められるよう基本方針重点項目そして具体的な取り組みと構成について変更しております。

基本的な考え方に大きな変更はございませんが、今年度の取り組みを検証し、継続して取り組むべき内容及び新たにに取り組むべき内容について示させていただいております。全ての教育活動においては、中学校区内の学校間連携を一層強化し、中学校区教育が推進できるよう、指導法など、研究実践にさらに取り組んでいくことが柱となっております。

それでは、基本方針・重点項目、具体的な取り組みを主な追加内容等を中心に御説明をさせていただきます。

まず、基本方針1、「学力を伸ばす」では、児童・生徒一人一人の学力の向上と個性・創造性の伸長を図るため、五つの重点項目を掲げております。

重点項目1「学ぶ意欲の向上」では、全国学力・学習状況調査等の分析・活用による学習状況の把握、日々の授業での学習評価による指導の改善、また学力向上に向けた校内体制の確立を抑え13の具体的な取り組みを示させていただいております。

具体的な変更点ですが、①R-PDCAサイクルによる「学力向上プラン」の作成から「学力向上プラン」に基づく組織的な取り組みへ。③学力向上の取り組みにかかる「校内会議」の実施から、定期的な実施へ。⑤「中学校区合同事業研究会の実施」に「9年間の学びの連続性・系統性を意識した」を明記させていただいております。⑧これは次年度予算に伴うものですので、確定後挿入をさせていただくということにさせていただきますが、これは市費でございますが、中学校加配教員を活用した少人数指導補充学習の実施を追加。⑩大阪の授業スタンダードを活用した子ども主体の授業づくりへと変更等をしております。

次に、重点項目の2「言語活動の充実と言語力の育成」では、全ての教育活動での言語

活動の充実、読書活動の充実、英語教育の充実を抑え、九つの具体的な取り組みを示しております。

具体的な取り組みの変更点は、①全ての教科等での「書く」「伝え合う」「活動の設定」から「伝え合う」「書く」「読む」「活動の設定」に順序変更と追加をしております。⑥発達段階に応じた1日当たりの読書量の設定を追加させていただきました。

次に重点項目の3「自学自習力の育成」では、生活・学習習慣の確立に向けた家庭への働きかけ、学校での取り組みを抑え、六つの具体的な取り組みを示しております。具体的な取り組みの変更点は、②これも同様、予算措置が伴うもので市教育委員会の発行でございますが、家庭学習冊子の活用。中学一年生の冊子ということでここでは示させていただいております。これを追加させていただきました。

重点項目の4「支援教育の充実」では、中学校区での連携の強化、教職員の資質向上、指導体制の確立を抑え、八つの具体的な取り組みを示しております。これにつきましては、全て継続ということで取り組みの変更内容についてはございません。

次に重点項目の5ですが、「幼稚園教育の充実」では、幼稚園教育の重要性と教育の充実を抑え、三つの具体的な取り組みを示しております。今年度より、幼稚園に関しましては、所管となりました当所管課と内容については確認済みでございますが、次年度についても具体的な取り組みの変更については明記をさせていただいておりませんので、御了承いただきたいと思います。

続いて、基本方針2「心を育てる」では、児童・生徒が人権を尊重し、豊かな人間性と社会性の育成を図るため、四つの重点項目を掲げております。

まず重点項目6「人権教育の充実」では、「仲間づくり」や「学級集団づくり」等の取り組みの充実、教育活動全体を通しての人権意識の情勢を抑え、七つの具体的な取り組みを示しております。

具体的な取り組みの変更点は、①同和教育、在日外国人教育を初めとするさまざまな人権教育の系統的な指導計画の作成から指導計画に基づく取り組みへ。⑤相談窓口の設置と周知から定期的な周知と変更等をしております。次に重点項目7でございますが、道徳教育の充実では、道徳の時間の工夫・改善、体験活動、郷土の文化・伝統に親しむ活動の充実を抑え、八つの具体的な取り組みを示しております。具体的な取り組みの変更点は、①全体計画・年間指導計画の作成に教科等での道徳教育にかかわる指導や体験活動の時期や

内容等を示す別葉の作成を追加し、③魅力的な読み物教材の活用から効果的な活用へと追加しております。

次に重点項目8「生徒指導の充実」では機能的な校内体制、日ごろからの子どもの理解、市・学校いじめ防止基本方針に基づく取り組み、中学校区内の連携強化等を抑え、九つの具体的な取り組みを示しております。

具体的な取り組みの変更点は、②いじめ防止等の対策のための「組織の設置」から「組織の確立」へ。⑥学校間交流による「児童会・生徒会の活性化」を「児童会・生徒会の協同した取り組み」へと変更をしております。

次に重点項目9「キャリア教育の充実」では、キャリア教育が目指す方向性を抑え、四つの具体的な取り組みを示しております。

具体的な取り組みの変更点は、①「キャリア教育全体計画の作成に向けた中学校区としての取り組み」から「中学校区としてのキャリア教育全体計画の作成」と明確に変更させていただいております。

続きまして、基本方針3「命を守る」では、児童・生徒のたくましく生きる健康と体力づくりを図るため、2点の重点項目を挙げております。

重点項目10「健康・体力づくりの充実」では、体育科授業における系統的な指導、運動機会の増進、家庭地域との連携を抑え、七つの具体的な取り組みをお示ししております。

具体的な取り組みの変更点は、①R-PDCAサイクルによる「体力向上プランの作成」から「体力向上プランに基づく組織的な取り組み」へ。⑥「除去食を含めたアレルギー対応の徹底」から「食物アレルギー疾患対応マニュアルを活用したアレルギー対応の徹底」へと変更をしております。

次の重点項目11「安全・安心な環境づくりの推進」では、危機管理体制、安全管理体制の充実、保護者、地域、関係諸団体との連携を抑え七つの具体的な取り組みを示しております。

具体的な取り組みの変更点は、⑦救急救命法の校内実技研修の実施を追加させていただきました。

続きまして、基本方針4「学校力を高める」では、明確なビジョンを共有した学校経営と教職員の資質向上を図るため、二つの重点項目を掲げております。

重点項目12「学校経営の改善」では、リード文にて明確なビジョンの設定、家庭・地

域の情報発信、学校運営の改善等を抑え、14の具体的な取り組みを示しております。この内容についても全て継続と次年度も取り組むということで、取り組みの変更点はございません。

重点項目13「教職員の資質向上・研修の充実」では、リード文にて研究事業の充実、校内研修体制づくりを抑え、七つの具体的な取り組みを示しております。

具体的な取り組みの変更点は、④指導が不適切な教職員等の把握及び適切な支援と指導に「指導に不適切な教職員等の把握」を追記させていただきました。

変更点等を中心に御説明をさせていただきました。継続のものについては次年度も今年度を検証しつつ、継続的な取り組みというふうに考えておりますので、御理解賜りたいと思います。

なお、幾つか申し上げましたが、予算を伴う内容につきましては、平成27年度の予算が確定した後に決定をさせていただきたいと存じます。

引き続きまして社会教育について御説明申し上げます。

基本方針、重点項目ともに変更はなく、昨年と同様でございます。それでは基本方針、重点項目ごとに御説明を申し上げます。

基本方針5「人・地域がつながる」では、子どもを育てる活動・ネットワーク化の促進としまして、三つの重点項目と15の具体的な取り組み事項を掲げております。

重点項目14「地域ぐるみの活動の推進」につきましては、子どもの教育のため、力を出し合い、継続して子どもにかかわる組織づくりやネットワークの促進を図ることから9項目の取り組み項目を示しております。

重点項目15「家庭の教育力の向上」につきましては、家庭教育支援の体制づくりや親学習を推進することから、3項目の具体的な取り組みを記載しております。

重点項目16「社会教育における人権教育の推進」につきましては、人権意識の高揚を図り、人権教育を推進することから3項目の具体的な取り組み事項を掲げております。

基本方針6「生涯学べる社会をつくる」につきましては、文化・スポーツを通じた生きがいのある地域社会の実現に向け、三つの重点項目と17の具体的な取り組み事項を示しております。

重点項目17「生涯学習の推進」につきましては、生涯学習を推進することから9項目の具体的な取り組みを示しております。

重点項目18「文化・芸術の振興」につきましては、文化・芸術の振興及び文化財の保存と活用を図ることから3項目の具体的な取り組みを示しております。

重点項目19「スポーツ・レクリエーション活動の推進」につきましては、学校体育施設の有効活用やニュースポーツの普及・促進など五つの具体的な取り組みを掲げております。

以上、平成27年度「めざす守口の教育」（案）の教育理念、基本方針、重点項目の内容全般を御説明させていただきました。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願いいたします。

【審議状況】

○委員 今年までは守口市全体で教育フォーラムを取り組んでこられたわけですが、各中学校区でフォーラムをきめ細かくやっていかれるという方針だというふうに取り組みが読まれたわけですが、これは日程的には同じ時期に実施されるのでしょうか。

○事務局 主として教育フォーラムを7回実施いたしました。一定、教育委員会の施策等を市民、また教職員全体に発信するという成果はあったかと考えております。しかしながら、平成26年度から小中一貫教育を導入する中で、目指すものはそれぞれの中学校区に根差した実態に応じた小中一貫教育ということから、本来その中学校区の保護者、地域それから教職員等の人たちに視点を置いたフォーラムを実施するほうが、より一貫教育の内容が周知、発信されるだろうということで中学校フォーラムという形で位置づけをいたしました。

開催時期につきましては、それぞれ学校の状況に応じた形で開催をされると、計画的なものはこちらでも把握すると思っておりますけれども、時期は従前やっておりました8月等ではなしに、8月も含めた、恐らく2学期以降になると思うのですが、そういう中学校区の状況に応じた時期に設定をされるというふうを考えております。

○委員 主要施策の中で、本年度いじめの問題が大きく取り上げざるを得ない状況が出てきたわけですから、それに伴っていじめ防止等の取り組みの推進というものが新たに追加されたというのは、当然と言えば当然だと思うのですが、主要施策として認識をして、これをきちんとやっていこうという決意というのは十分読み取れるわけですが、具体的にどういうことをやっていくかということに関する一般の保護者の方あるいは市民の方々への周知という点に関しては、従来からあるものも含めて御説明いただいたら結構ですが、

新たなものもあるのかどうかというあたりについて、少し補足をしていただけませんか。

○事務局　今回、めざす守口の中に追加をさせていただいております内容に関して申し上げます、従前からいじめのことに關しては教育センターが所管しておりますいじめ防止の回線ダイヤルですとか、それからいじめ相談のカードの周知、こういうことでいじめの未然防止と早期発見に努めていると。それからいじめ等に伴うような教育相談の相談員の活用、こういうものを従前から実施をしております。

それから、いじめ等に伴う学校での相談窓口の周知、ポスターの掲示やチラシの掲示等、定期的な子どもたちへの周知、これを既に実施をしておりますが、今般、ここに申し上げました内容については、平成25年9月28日に国のいじめ防止対策推進法が施行されたことを踏まえまして、平成25年度中に各学校のいじめ防止基本方針を策定をしております。これについては、今年度その方針に基づき各学校での未然防止それから早期発見、事後の対応を進めておるところですが、推進法の中には各地方公共団体、市町村を含む団体においても、基本方針を策定するということが努力義務でもありますが、うたわれております。

守口市におきましても、いじめについては例年、件数は上がっている関係上、学校が体制整備を整えたということも踏まえ、市としても学校等の体制からいじめ事案についてはいろんな状況それから重篤化等もございますので、市としてその体制整備に努めたと。

まず、市のいじめ防止基本方針につきましては、この2月に策定をさせていただきました。それに伴う対応の組織的な機関としまして、ここに記しております問題対策連絡協議会と重篤な事案等が生じた場合において学校、教育委員会等々に的確な指導、助言等をいただける審議会、この両機関を設置するというものをここで明記をさせていただきました。

市のいじめ基本方針については、今後ホームページ等でアップをさせていただこうという考えでおります。

○委員　重点項目5の「幼児教育の充実」でございますが、この4月から新子育て支援制度がスタートいたします。その制度下で保育所がどうなるのかとか、あるいは幼稚園がどうなるのか、あるいは認定こども園といっているけれども、どういった形になっているのか、保護者の方は非常に関心をお持ちだと思いますので、ぜひ今後は子育て支援課とも十分連携を保っていただいて、保護者の方々へわかり易く説明をお願いしたいと思います。

重点項目3の「自学自習力の育成」の中の②番にあります家庭学習冊子の活用とあるんですけども、こちらはこういったものになるのでしょうか、具体的に教えてください。

○事務局 ②家庭学習冊子でございますが、こちらは今予算決定前ですので、現在の予定ということで説明をさせていただきます。

冊子につきましては、中学校1年生全生徒への配付ということで今予定を考えております。内容につきましては、国語、数学、社会、理科、英語、5教科を内容としまして、子どもたちが毎日学校の宿題以外にも自分で計画を立てて、今日はこのページをしようと自分で選んで、大体1日に2ページ学習に取り組みまして、家庭のほうで子ども自身がそれを解答書がついておりますので添削をして、その終わった後に、可能でしたら御家庭でもその頑張りを確認していただき、また子どもたちが学校に持ってきて、教職員のほうでもその頑張りを確認させていただくという内容で今考えております。

内容量につきましては、過度な負担にはならないよう、そのあたりも十分検討は配慮させていただきたいとは思っておりますが、基本的には小学校で習慣化された、家庭学習習慣を中学校でも引き継いで子どもたちが自学自習に取り組んでいけるような構成とさせていただきたいと考えております。

○委員 重点項目1の部分で、8番目に具体的な取り組みとして市費単費で中学校の加配教員を導入しようという、この具体的な運用について、少し補足をしていただきたいんですが、各中学校に1名を配置して、国語、数学を中心に、しかも少人数の指導をすとかあるいは家庭学習の定着に向けた支援を行うと、こういうふうに書いてあるんですが、一人ですよ、一人で国語、数学。中学校ですよ。どういう方が来られるんですかね。具体的にはどういうことをイメージしておられるのでしょうか。

○事務局 従前より国・府の予算が伴う中で、きめ細かな指導ということで少人数加配の教員が中学校ですと各校2名から3名の配置をいただいております。少人数の対象教科については、国語、数学、英語、それから理科が2年前より対象となりました。この加配については当然、府との連携それから内容等の中身も教授させていただきながら活用しておりますが、今回さらに中学校の全国学力・学習状況調査の観点から、改善傾向にあるものの、やはり課題であるというような結果も出ておりますことから、今申し上げた対象の少人数教科を中心にしながら、より学校の計画に基づいたそれぞれの免許を有した資格の方を市費で採用させていただくこと。

当然、少人数教科の中の個別指導に入るとかT Tに入るのか、そういう活用とともに、先ほど申しあげました家庭学習の充実ということで、今回の冊子の活用状況の把握、それから放課後学習等の支援、この辺をこの教員にやっていただくというふうに考えています。

○委員　市費単費で採用するとか見つけてこないといけないということだけれども、採用にかかわって、国語は比較のおられるかなと思うんだけど、数学というのは確保できるのかなというのがちょっと懸念するんですが、そのあたりについての見通しはどのような感じですか。

○事務局　大体8名が必要になるかと思うのですが、全て数学というのではないかと思うんですけども、その点に関しては府教委の人事担当の部署と連携をさせていただきながら、広く状況等の把握をしつつ人選については迅速にスタートが切れるようにさせていただきたいというふうに考えています。

○委員　道徳教育の充実、重点項目7です、8ページのところの①番、全体計画・年間指導計画に加えて別葉というのを書いておられまして、その補足説明が下にございます。これはなかなか大変だなというふうに思うのですが、具体的にはどんな形を想定しておられるのかなというのが、もう一つちょっと見えてこないで、少し補足をしていただきたいと思います。別葉の説明ですね。

○事務局　別葉についてでございますが、非常に簡単な言葉でいいますと、全体計画・年間指導計画に現在あらわしていないもの、それを整理する資料というふうに捉えていただけたらと思っております。現在も、全体計画の中で道徳教育につきましては、道徳の時間だけで行うものではなく、教育活動全体で行うというものでございますが、その道徳教育にかかわるさまざまな取り組みを今道徳の時間との関連性は示しているんですが、じゃあ実際いつごろ、どのような内容、これは道徳教育の計画ということではなく、教育活動の計画としては、全ての学校で計画をされておりますので、それを道徳教育の視点で整理していただく資料ということで考えていただけたらいいのではないかと考えております。

こちらについても今年度中で全て網羅して整理という意味合いではなくて、今年度整理できるものから整理していき、徐々にその計画の充実・確立を図っていくという形でさせていただけたらと考えております。

○委員　⑤番に発達段階に応じたAEDの指導というのがございます。AEDが一時、

温度等の関係もあって、作動しないというようなことがあったりするというのが新聞に載ったように思うのですが、その辺の確認とかいうのは実際なされたのかどうかという、そこらあたりはいかがですか。

○事務局 現在、各小中学校に配置されているAEDにつきましては、常時遠隔による通信を行っておりまして、使える状態であるということを常に把握するような形になっております。ですので、例えば各学校で使えないAEDがあったとしますと、業者のほうから教育委員会のほうに連絡を受けるような体制を、もう既にとらせていただいておりますので、今現在は全ての学校で可動ができるという状態でございます。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第13号 守口市学力向上プラン（案）について

【説明要旨】

○事務局 それでは議案第13号「守口市学力向上プラン（案）について」につきまして、御説明申し上げます。

現在、学力向上に向け児童生徒の学ぶ意欲の向上、言語活動の充実と言語力の育成、自学自習力の育成を柱として取り組みを進めさせていただいているところでございます。平成27年度から平成29年度につきましても、基本的な考え方に大きな変更はございません。しかし、守口の子どもの学力向上を図るため取り組みをより一層充実させる必要があることから、授業改善推進プランと自学自習力育成プラン、学校の取り組みを大きく二つの柱としまして、児童生徒の確かな学力を育めるよう、その取り組み内容や教育委員会の支援について変更をさせていただいております。

それでは、具体的な変更点について御説明させていただきます。まず、「学力学習状況調査から見えてきたこと」につきましては、「小学校では文章や図、グラフ等さまざまな形態で表現された問題を数学的に読み取り、理由を説明する力に課題がある。中学校では自分の考えを筋道立てて書いたり、説明したりする力に課題がある。」。「家庭学習では宿題等与えられた学習に取り組む習慣に改善は見られるが、自主的に学習に取り組む習慣や読書習慣等に課題がある。学校、家庭、地域が連携した取り組みがより一層必要である」と、これまでの学力・学習状況調査から見えてきた課題に変更をさせていただいております。

これらの課題を受け、達成目標につきましては、上から二つ目に新たに「めあてを持ち、意欲的に学習する子どもを育てる」を追加。四つ目、「学習意欲を育む学習規律を育てる」から「学習規律を身につけ、主体的に学習する子どもを育てる」と変更をしております。

次に目標を達成するため、まず学校の取り組みといたしましては、授業改善プランの「学ぶ意欲の向上」では、「学習のねらいを明確にし、振り返り活動を取り入れた授業づくりの推進」を追加。また、『「分かる・できる」授業を目指す「授業のユニバーサルデザイン」化』、これを文言変更いたしました。さらに、「指導と評価の一体化」、「少人数・習熟度別指導の充実」を新たに追加しております。

次に、言語力の育成では、「読む力」「書く力」「伝え合う力」それぞれの育成を「全ての教科等での「伝え合う」「書く」「読む」言語活動の充実」へ。英語教育については、「英語教育におけるコミュニケーション活動の充実」へと文言を変更し、「言語力育成に受けた学校行事等の充実」を新たに追加させていただいております。また、その下に新たな枠を設け、学校が組織的に取り組みを進め、児童生徒の学ぶ意欲、言語力の両方を育成することを目的として、「P－PDC Aサイクルによる学力向上プランの作成」「学力向上のための校内会議の定期的な開催」研究テーマに沿った「校内研究体制の充実」そして「9年間の学びをつなぐ中学校区合同授業研究会の実施」を明記しております。

次に、学校の取り組みの右になります。自学自習力育成プランでは、取り組みについての追加等はありませんが、「家庭への働きかけ」を「家庭・地域への働きかけ」と変更させていただいております。

それでは、これらの学校の取り組みを支援するための教育委員会の支援について説明をさせていただきます。

まず、授業改善推進プランの支援といたしまして、初任期教員授業支援、デジタル教科書の整備、少人数指導・補充学習を行う中学校加配教員の配置、そして、読書活動推進事業、これは学校司書の配置でございますが、これを新たに追加しております。また、自学自習力育成プランの支援といたしましては、家庭学習冊子の作成・配付と、学校・家庭・地域の連携による教育支援活動促進事業を新たに追加させていただいております。

なお、プランの中の予算を伴う内容につきましては、平成27年度予算が確定した後に正式決定とさせていただきたいと存じます。まことに簡単な説明ではございますが、平成

27年度から平成29年度までの守口市学力向上プラン（案）について、よろしく御審議の上、御決定賜りますよう、お願いいたします。

【審議状況】

○委員 先ほどのめざす守口の教育と守口市学力向上プラン、生徒、保護者そして職員、そして市民への内容の伝達の方法を確認させていただきたいと思います。

○事務局 めざす守口の教育及び学力向上プランの周知につきましては、まず学校につきましては管理職、校長及び教頭に対して説明も含め校長会、教頭会等でさせていただき予定をしております。また、めざす守口の教育の中に、学力向上プランのほうも資料として入れておりますので、こちらを全教職員にも配付させていただきまして、管理職のほうから説明をしていただくよう依頼をさせていただきたいと考えております。なお、学校関係につきましては、各校に学力向上推進教員ということで、各校の取り組みの中心となる教員を配置させていただいておりますので、またその教員等が集まる会議でも説明をさせていただきたいと考えております。保護者、地域の方々への周知につきましては、ホームページはもちろんのこと、めざす守口の教育の概要版、こちらをリーフレット等作成をさせていただきまして公民館等に置かせていただき、周知のほうに努めてまいりたいと考えております。

○委員 現在の家庭学習の状況というのはどのようになっているのですか。

○事務局 現在の家庭学習の状況につきましては、平成26年度の全国学力・学習状況調査の質問調査の結果より、学校の授業以外に普段勉強を全くしないと回答した児童生徒が約10%おります。全国の約3倍と非常に多いというのが現状でございます。家庭学習の習慣の定着に向けてのより一層の取り組みを進めていく必要があることから、平成27年度以降も自学自習力の育成に向けて取り組んでまいります。

○委員 今プランとして挙がっているのは平成27年から平成29年の3年間の部分でございますね。特に自学自習する力がきちんとつく、あるいは家庭でもきちんと勉強が自分でできるということを目指していくということで、これも予算化できればやっていきたいということが幾つか挙がっていて、実現をしていただければというふうに願うところですが、それぞれ見たら、例えば家庭学習用の冊子、これが中学校1年生が出発点として挙がっていますが、3年間ありますからこれがどういうふうに変っていくのか、あるいは少人数の指導あるいは補充学習を行うための中学校の、先ほどもお尋ねしましたが

今後どういうふうに変わっていく可能性があるのか、あるいは学校司書の方を臨時的に配置をして、子どもたちに本を読む習慣を定着させていこうという、そういう方向性はよく見えるんですが、先々この3年間で大体どんなところまでということを想定しておられるのか。

とりあえずやってみた具合を見て、それから考えようという、そういうこともありだと思のですが、1年目はこうして2年目、3年目はこうしようというような、あらかじめ想定しておられるような部分もあるかもしれませんので、一応この3年間の計画の中でお考えになっていること、実際実現できるかどうかはともかくとして、現段階でお考えになっているところを説明できる範囲で。何をやるにも予算が伴いますので、予算がつかないと話にならないということになります。それをいったら全てわかりませんということになってしまいますので、計画をしておられるところ、思っておられるところについてのお考えをとりあえず今の段階でお話しいただける範囲で結構ですので、お答えいただけませんかでしょうか。

○事務局 プランの中には、明確な数値目等を入れておりませんが、全国学力・学習状況調査については、当然教科は限られます。しかしながら、来年度は2科目あるということですので、一定調査から見られる調査対象になっております教科等の結果については、学力・学習状況調査が実施される当初の目標としましては、従前から全国平均を目指すということが目標かと思われます。しかしながら、それぞれ守口の子どもの学力の捉え方の課題というものが数値だけではなく、教育理念を目指す主体的に国際化社会に生きる人材の育成でございますので、教科を超えた学習の状況、それから取り組み、この辺にもポイントを置きながら学力向上プランについては進めていきたいと。ただ、3年計画ですが、1年ごとに市の施策等もございますので、その点については毎年度行われるであろう学力・学習状況調査等を検証しながら進めていきたいというふうに考えております。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第14号 守口市社会教育委員の委嘱について

【説明要旨】

○事務局 それでは議案第14号「守口市社会教育委員の委嘱について」につきまして、御説明申し上げます。

平成27年2月28日をもちまして、本市社会教育委員の任期が満了しますことから、社会教育法第15条及び守口市社会教育委員設置条例の規定に基づき委嘱しようとするものです。今回、委嘱しようとする委員は別紙候補者名簿のとおりで、委員の任期は平成27年3月1日から平成29年2月28日までの2年間でございます。

委員構成につきましては、社会教育法第15条に基づきまして、学識経験のある者といたしまして3名の委員を、学校教育の関係者を2名、社会教育の関係者を3名、家庭教育の向上に資する活動を行う者といたしまして2名、合計委員定数内の10名を予定しております。

今回は委員全員が継続でございます。なお、学校教育関係の1名の委員につきましては、現委員を継続しておりますが、平成27年4月の校長会にて委員の変更による推薦がございましたら、速やかに教育委員会定例会に議案として上程をさせていただきます。社会教育委員ですが、社会教育法で都道府県及び市町村に置くことができるとしており、職務といたしましては社会教育に関する諸計画の立案や教育委員会の諮問に応じ、研究調査を行い意見を述べるなどができるのほか、社会教育関係団体の運営経費の補助金の内容を審査していただくものでございます。

なお、委員報酬につきましては、特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づきまして、会議1回当たり8,900円でございます。会議の開催につきましては、年5回程度の開催を予定しております。まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○委員　今回は、特に問題はないということで前回に引き続き全員が継続ということになるわけですが、委員歴というのを見ると、平成25年のときに大分かわっておられるという方が6人ぐらいは入れかわっておられるということなんですが、ですから今回は余りかわりがないということでよくわかるんですが、ここにちょっと参考までにお尋ねするんですが、長い方だと11期22年、その次の方で8期16年、7期14年、再任を妨げないということでこれはずっと継続してくださっているということでありがたい話ではあるんですが、これについてはどうなんですか、新しい方をできるだけ入れようという方向性というのはあるんですか。もう、問題がなければずっと引き続きお願いしていこうということできているという、そういうものなのでしょうか。いかがなものですか。

○事務局 学識経験から何人か、そして学校教育、社会教育、家庭教育からそれぞれ委員が候補者として挙がっているわけなんです、全員を入れかえてしまうというのは、社会教育委員の性質上、支障が来してくるということから、それぞれ学識経験、学校教育、社会教育、家庭教育から誰かを残っていただく形で新しい方に入っていただくと。

新しく入っていただいた方がまた継続して支障がなければ継続していただくんですが、何らかの事情で、おやめになったりすることもございますので、結果的に委員歴の長さには差がでていことも事実ではございますが、今後委員を長くお勤めの方から順番に入れかえといったことも考えていきたいと思っておりますので、次回の平成29年の定例会のときには、古い方から入れかえた案を提案できるかと思っております。また、前回でございますが、おっしゃるとおり余り長くなりますといけませんので、約半数の方に社会教育委員をかわっていただきました。これには理由がございまして、実は社会教育関係団体の補助金についていろいろと検討をしていただくためでございます。もともとは社会教育関係団体の方々から御推薦をいただき社会教育委員を務めていただいたという経緯もございまして、2年前の時点で、社会教育関係団体から委員になっていただくのはやめて、新たに半分の委員を入れかえさせていただきます。

今回、継続となっておりますのは、実は今、守口市内部でコミュニティの推進という形でいろいろと施策が進んでおります。公民館をどうしていくんだという問題も現実味が増してきてございまして、このテーマに関しても、今年度まで社会教育委員会会議の中でもいろいろと御議論をいただいていたところでございます。

ですから、次年度、この教育委員会でもいろいろと御検討、御審議をいただくような形になりますが、まずもって社会教育委員のご意見を拝聴させていただきながら、施策を進めていきたいということで全員の方に御無理を申しまして今回は継続ということで残っていただくとする次第でございます。

○委員 お願いするときはそれこそ、なかなかいただけないのをお願いしていただけても、相当期間をお勤めになった方にかわっていただくというときに、なかなか代わってくださいというのを言いにくい面もございまして、あともう一つは長年にわたってこういう委員を受けてくださった方々に対して一定何か評価するというかお礼をするというかそういうものがあってもいいのではないかとということで、例えば教育長さんからあるいは市長さんから表彰状というか感謝状というか、そういうようなものを出して

もらうというようなことを検討したりした経験がございます。

そういう意味で、ただ単に期間が長くなったからおやめいただく、かわっていただくという考え方ではなくて、一定お願いしてお願いしてなっていたいただいたという方もあるわけで、そういう場合におやめいただく、年齢を重ねられたのでかわっていただくというような場合にも、それなりに配慮すべきではないかということを思いますものですから、ただ単に年を重ねた、回を重ねたということではかわっていただくというふうに機械的にするのではなくて、その辺もうちょっと御配慮いただけないかなと思ったものですから、お尋ねをした次第でございます。

○事務局　今回も継続でお願いさせていただきわけでございますけれども、これまで議長を務めていただいた方に関しましては、今年度9月に全国社会教育委員会議長から表彰を受けられておられます。ですから、府の推薦で決定がなされますので、他にも長いこと任期を全うしていただいております方もいらっしゃいますので、順次推薦をさせていただきたいというふうに考えております。

○上記の質疑の後、原案通り可決。

議案第15号 守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会委員の委嘱について

【説明要旨】

○事務局　それでは議案第15号「守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会委員の委嘱について」につきまして、御説明申し上げます。平成27年2月28日をもちまして生涯学習援助基金活動助成事業審査会委員の任期が満了しますことから、守口市附属機関条例及び守口市生涯学習援助基金活動助成事業審査会規則に基づきまして委嘱しようとするものでございます。

今回委嘱しようとする委員は、別紙候補者名簿のとおりで、委員の任期は平成27年3月1日から平成29年2月28日までの2年間でございます。委員構成につきましては、守口市附属機関条例第2条に基づき学識経験のある者といたしまして2名の委員を、市民代表としまして2名の委員を、市の職員としまして行政関係者を2名とし、委員定数内の計6名を予定しております。今回は委員全員が継続となっております。

この審査会の委員ですが、守口市生涯学習援助基金条例第4条の規定に基づき、守口市生涯学習援助基金の運用から生じる収益を財源といたしまして、生涯学習活動の振興を図

る目的で、その活動を行う個人、団体に対して行う助成についての調査、審議をしていただくものでございます。

なお、委員報酬につきましては、特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例に基づき、会議1回当たり8,900円でございます。会議の開催につきましては、年1回の開催を予定しております。まことに簡単な説明でございますが、よろしく御審議の上、御決定賜りますようお願い申し上げます。

【審議状況】

○原案通り可決